

## 秋田県農業経営負担軽減支援資金事務取扱要領

農業経営負担軽減支援資金制度の事務取扱については、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）、秋田県農業経営負担軽減支援資金実施要綱（平成23年12月22日付け農林-3020。以下「実施要綱」という。）及び秋田県農業経営負担軽減支援資金利子補給要綱（平成13年7月23日付け流-475。以下「利子補給要綱」という。）によるほか、この要領により処理するものとする。

### 第1 農業経営負担軽減支援資金の内容等

- 1 農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）の貸付対象者、資金使途、貸付期間、融資機関、貸付条件及び債権保全措置については、ガイドライン第2及び実施要綱第2の規定によるものとする。
- 2 貸付金及び償還金は千円単位とし、償還方法は原則として各年元金均等償還とするが、千円未満の端数金額が生じた場合は、第1回の償還額に加えるものとする。  
なお、約定償還日は毎年11月30日とする。

### 第2 農業経営改善計画

#### 1 農業経営改善計画の提出等

- (1) 本資金の借入希望者（農業者）は、必要に応じ地域振興局農林部農業振興普及課、市町村及び担い手育成総合支援協議会等の指導の下、農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第3の規定に基づく経営改善計画書（以下「経営改善計画」という。基本要綱別紙1）を作成し、借入申込書（様式第1号若しくは基本要綱別紙2）とともに融資機関に提出する。
- (2) 経営改善計画の提出があったとき、融資機関は、経営改善計画総括表（基本要綱別紙1の(1)）に必要事項を記入する。その際、基本要綱第3の2に基づき、必要に応じ農業者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聞くものとする。また、経営改善計画を経営診断の実施機関に送付し、意見を求めるものとする。
- (3) 基本要綱第4の2(3)の経営診断の実施機関は、市町村に設置されている、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づく特別融資制度推進会議とする。
- (4) 経営診断の実施機関は、経営診断の申込みがあった時は経営改善計画総括表（基本要綱別紙1の(1)）に必要事項を記入し回答する。
- (5) 融資機関は、経営診断の意見（経営改善計画総括表）及び融資審査基準（基本要綱別紙3）を参考にしながら、借入申込について、農業者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に貸付の諾否を判断する。また、本資金の融資を実行しようとする場合は速やかに第3の利子補給承認等の手続きを進める。
- (6) 融資機関は、農業者の借入申込書の提出から1カ月半以内に全ての手続きを終了

させるよう努めるものとし、それまでの間に手続きが終了しない場合には農業者にその理由を通知する。

- (7) 融資機関は、農業者の経営能力等からみて、融資を行うことが困難であると判断したときは当該農業者に対し、1年間地域振興局農林部農業振興普及課等の指導を受けて、経営能力の向上に努めるよう求め、1年後に再度判断を行うものとする。

## 2 経営改善計画の的確な実施等

### (1) 融資機関による指導

融資機関は、借入者ごとに個別指導を行う特別指導員を配置し、指導計画書（様式第2号）を作成するとともに、市町村、地域振興局農林部農業振興普及課等関係機関の協力を得て指導班を編成して、適切な指導を行うものとする。

### (2) 県による指導

地域振興局長は、本資金制度の適正かつ円滑な推進を図るため、制度の周知に努め、本資金の借入者に対して必要な指導・助言を行うものとする。

この場合、地域振興局長は地方審査委員会の構成員の協力を得て構成員に次ぐ職にある者によって構成する指導連絡会議を開催し、指導計画及び指導実績を検討して必要な事項を指示するとともに、本資金の借入者に対し、経営改善計画の達成が効果的に行われるよう指導するものとする。

### (3) 融資機関の届け出

融資機関は、借受者が次の事由のいずれかに該当する事を把握（借入者からの申出を含む）した場合、農業経営改善計画経営状況報告書（様式第3号）により速やかに知事（地域振興局長）に届け出なければならない。また、届け出を受けた地域振興局長は（2）の規定に基づき指導・助言を行う。

- ① 経営改善計画の達成が困難と認められた場合
- ② 経営改善計画の事業を中止、又は休止したとき
- ③ 借入申込み、経営改善計画に重大な誤りがあったとき
- ④ その他経営改善計画の達成に著しい支障があると認められた場合

### (4) 農業者の報告

農業者は経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、基本要綱第4の3（2）の規定に基づく別紙4により経営状況を融資機関に報告するものとする。また、融資機関は当該報告を踏まえて、必要がある場合は、関係機関に農業者に対する指導等の協力を求めるものとする。

## 3 経営改善計画の変更

経営改善計画の変更は、原則として行わないものとする。ただし、災害等避け難い事情により借入額の増額変更を行う必要があると認められる場合に限り、改善計画の変更を行うものとし、その場合、1の（1）から（5）に準じ、経営診断機関から意見を求めるものとする。

## 第3 借入手続

- 1 借入希望者は、秋田県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）あての債務保証委託申込書（借入申込書の写しを添付したもの。以下同じ。）を融資機関に提出する。

2 融資機関は、第2の規定に基づく経営改善計画の内容を審査の上、融資を行おうとする場合は、利子補給承認申請書（様式第4号）及び経営改善計画に関する要件書（様式第5号）を作成し、これに借入申込書の写し、経営改善計画書（総括表を含む）及び指導計画書を添付し、地域振興局長に提出するとともに、債務保証委託申込書に意見を付し、基金協会へ送付する。

なお、元利均等償還のものについては、償還予定表（各年の償還金のうち元金分が円単位まで分かるもの。）を添付するものとする。

3 申請書を受理した地域振興局長は、内容を審査の上、利子補給の諾否を決定し、利子補給の承認をするものについては利子補給承認書（様式第6号）を融資機関に交付するとともに、市町村及び基金協会にもその旨通知する。利子補給を承認しないものについては、様式第7号によりその旨を融資機関に通知するとともに、市町村及び基金協会にもその旨通知する。

なお、地域振興局長は、様式第8号により農業経済課長に承認状況を報告するものとする。

4 基金協会は、融資機関から送付された書類に基づき、内容を審査の上、保証の諾否を決定し、債務保証書を融資機関へ送付するとともに、その旨を当該融資機関を經由して借入申込者に通知する。

5 融資機関は、これらの決定に基づき、貸付けの諾否を決定し、貸付けを実行したときは、貸付実行報告書（様式第9号）を地域振興局長に2部、基金協会に1部送付する。

なお、元利均等償還のものについては、償還予定表（各年の償還金のうち元金分が円単位まで分かるもの。）を添付するものとする。

地域振興局長は、貸付実行報告書を受理したときは、農業経済課長に1部を送付するものとする。

6 基金協会の債務保証を要しない場合は、1から5までの債務保証に関する手を省略するものとする。

#### 第4 申請、承認等の時期

1 関係機関は、第2の1（1）の経営診断手続と第3の借入手続とが同時併行して行われるよう、十分配慮するものとする。

2 申請、承認は原則として随時行うものとする。

3 貸付実行目標日は利子補給承認申請の事務処理日数を考慮して設定するものとする。

#### 第5 農業信用基金協会への出資

県、市町村、農業協同組合連合会及び農業協同組合は、本資金に係る債務保証の業務を行う秋田県農業信用基金協会の基金造成に必要な出資を行うものとする。

#### 第6 利子補給承認の変更

1 融資機関は、利子補給承認申請の内容を変更する必要がある場合は、利子補給承認変更申請書（様式第10号）を作成し、地域振興局長に提出しなければならない。

2 地域振興局長は、1の申請書を受理したときは、その適否を決定し、第3の2及び3

に準じてその通知を行うものとする。

3 融資機関は、次の事由のいずれかに該当する場合は、地域振興局を經由して農業経済課長に届出なければならない。

- (1) 借受者の名称又は住所が変更になったとき。
- (2) 法人の代表者等が変更になったとき。
- (3) 法人が合併したとき。

## 第7 事業実施状況の調査

### 1 実態調査の実施

地域振興局長は、第2、第6の届出、又は必要があると認めるときは、関係機関の協力により、融資機関の貸付金の管理状況等及び借受者の事業実施状況について実態調査を行うものとする。

また、農業経済課長は、必要があると認めるときは地域振興局長と連携をとって調査を実施する。

### 2 調査の通知

地域振興局長は、調査を行うときは調査計画を作成し、調査対象、日時、方法等について、あらかじめ融資機関に通知するものとする。

### 3 調査事項

- (1) 融資機関における特別指導員の指導状況及び貸付金の管理状況
- (2) 借入者の事業（経営改善計画）実施状況

## 第8 利子補給承認の取消し

1 地域振興局長は、次のいずれかに該当する場合には、利子補給の承認を取り消すことがある。

- (1) 利子補給決定後に、借入申込者の都合により、貸付ができなくなったとき
- (2) 特別の理由がないにもかかわらず利子補給承認書の交付を受けた日から60日を経過してもなお、貸付実行されないとき
- (3) (1) 及び(2)のほか、利子補給決定後に、不相当と認められる事態が発生したとき

2 事務処理は次のとおりとする。

#### (1) 借受辞退の場合

- ① 融資機関は、利子補給辞退届（様式第11号）を地域振興局長に提出する。
- ② 地域振興局長は、利子補給辞退届を受理したときは、利子補給承認取消通知書（様式第12号）により当該融資機関及び市町村等関係機関に通知する。

#### (2) 借受辞退以外の場合

地域振興局長は、取消しが適当であると認めたときは、(1)に準じて取り扱うものとする。

## 第9 特例償還報告

1 融資機関は、約定と異なる次に掲げる償還が行われた場合、農業経営負担軽減支援資

金特例償還報告書（様式第13号）を地域振興局長に2部提出するものとする。この場合、基金協会の債務保証を受けているものについては、基金協会にもその旨報告するものとする。

- (1) 約定償還額を繰り上げて償還した場合
- (2) 約定償還日前に償還が行われた場合
- (3) 過年度延滞額の償還が行われた場合
- (4) 当該年度の延滞発生があった場合

2 報告書の提出期日は、次のとおりとする。

期 別	報 告 対 象 期 間	提 出 期 限	
		地域振興局提出	農業経済課送付
上 期	1月1日～6月30日	7月5日	7月10日
下 期	7月1日～11月30日	12月15日	12月20日
	12月1日～12月31日	1月7日	1月10日

3 地域振興局長は、特例償還報告書を受理したときは、農業経済課長に送付するものとする。

#### 第10 利子補給金の交付申請等

- 1 利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、秋田県農林水産部農業経済課関係補助金等交付要綱に定める補助金等交付申請書を上期にあつては7月末日までに、下期にあつては2月10日までに、農業経済課長に提出するものとする。
- 2 1の申請書を受理した農業経済課長は、内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を融資機関に通知するものとする。
- 3 融資機関は、2の交付決定通知を受けたときは、遅滞なく、請求書に利子補給明細書（様式第14号）を添えて農業経済課長に提出するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成13年7月23日から施行し、平成13年5月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成17年4月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成23年5月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成23年7月19日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。